

(資料)

社会福祉施設等施設整備事業費補助金の概要

1 趣旨

障害者総合支援法等に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図るもの。

2 事業主体

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

3 対象施設

(1) 障害者総合支援法に基づく施設

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、障害者支援施設、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、相談支援、福祉ホーム

(2) 児童福祉法に基づく施設 → 次世代育成支援対策整備交付金にて

障害児入所施設、児童発達支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

(3) 身体障害者福祉法に基づく施設

補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設 ※対象施設毎に補助基準額、設置者、整備区分等が異なる。

4 整備区分

創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備、応急仮設施設整備、避難スペース整備

5 補助金額

事業費の $\frac{3}{4}$ （うち国負担 $\frac{2}{3}$ 、市負担 $\frac{1}{3}$ ）です。

（『補助対象経費の総額の $\frac{3}{4}$ 』と『国の定める補助基準額』を比較して、低い方の金額が補助上限となる。補助の考え方については別添1を参照。）

※2～5については、別添2【補助対象施設等概要一覧表】を参考。

6 本事業への申請について

本補助事業の協議をしたい場合は、以下のスケジュールにしたがって指定された各書類を提出。

■令和8年度事業に係るスケジュール（予定）

令和7年 8月	法人より事前協議申請
9～10月中	申請のあった法人に対し事業ヒアリング・補助候補選定
11月頃	予算要求
令和8年 1月頃	法人審査会
2月頃	国庫補助協議事業決定
3～4月頃	国に国庫補助協議書提出
5月頃	国による事業ヒアリング
6月頃	国から国庫補助内示→着工可 補助金交付申請・交付決定

■提出を要する書類

- (1) 提出書類 … 指定協議様式及び各種添付書類 ※別添3【協議時提出資料一覧表】を参考
- (2) 提出方法 … 紙媒体2部及び電子データ

(別添 1)

【補助金額の考え方】

例：グループホーム（GH）を新築（創設）する場合

補助対象経費		(単位：千円)			
工事請負費	工事事務費	対象経費の 3/4	補助基準額	補助金の額	事業者負担
A		B	C	BとCの小さい方	
25,000	実際 2,000 + (A×2.6%) 650	総額 27,000 補助対象経費 25,650 ×3/4 = 19,237 (端数切捨)	30,700	19,237	7,763
30,000	実際 2,000 + (A×2.6%) 780	総額 32,000 補助対象経費 30,780 ×3/4 = 23,085 (端数切捨)		23,085	8,915
40,000	実際 2,000 + (A×2.6%) 1,040	総額 42,000 補助対象経費 41,040 ×3/4 = 30,780		30,700	11,300

※工事事務費は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度に算定可能。

※30,700 千円は、4～10 人の GH 本体の補助基準額。(都市部)
付帯する機能によっては所定の加算が算定できます。

【国庫補助基準額の例】

(1) 創設の例 ※金額は R6 年度額

① 就労継続支援事業所（利用定員 40 人）の創設及び就労・訓練設備の整備

→R6 年度補助基準額：本体 130,500 千円＋就労・訓練事業等整備加算 49,900 千円

=180,400 千円

② 共同生活援助事業所（定員 4～10 人）の創設、相談支援事業所及び避難スペースの整備

→R6 年度補助基準額：本体 30,700 千円＋相談支援、障害児相談支援整備加算 11,100 千円

＋避難スペース整備加算 43,400 千円＝85,200 千円

(2) 大規模修繕等 ※金額は R6 年度額

① グループホームの改修：300 千円以上 10,000 千円以内

施設面積×4,000 円

※賃貸物件の改修整備も対象

※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額のいずれか低い方の額と②のスプリンクラー設備工事費の基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額が基準額

② スプリンクラー設備工事費

	1000 m ² 未満(※)	1000 m ² 以上の平屋建
基準単価案 (1 m ² 当たり)	23,400 円	44,500 円

消化ポンプユニット設置が必要な場合：1 施設当たり 3,090,000 円加算

※国の予算の範囲内で補助事業を採択する。

(別添2)

【補助対象施設等概要一覧表】

補助対象となる施設 (国補助要綱(※1)第2・4①)	整備区分 (国補助要綱第3)	補助対象となる者 (国補助要綱第2・4③)	補助率
■障害福祉サービス事業所 (療養介護, 生活介護, 自立訓練, 就労移行支援, 就労継続支援)	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ設備 ・老朽民間社会福祉施設整備	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人, 医療法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 一般社団法人, 公益財団法人, 一般財団法人, NPO法人, 営利法人等(以下「社会福祉法人等」という。))	3 / 4 (補助対象経費と国の定める補助基準額を比較して, 低い金額を補助基本額とし, その3 / 4を補助する。)
■障害者支援施設		地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人(社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人又は特例民法法人等。医療法人を除く。)	
■身体障害者社会参加支援施設		社会福祉法人	
■障害福祉サービス事業所 (短期入所, 就労定着支援, 自立生活援助, 共同生活援助, 居宅介護, 重度訪問介護, 同行支援, 行動援助, 相談支援)	・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備(一部のサービスを除く。)	社会福祉法人等	
■応急仮設施設	・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ整備	社会福祉法人等	
■地域移行支援型ホーム	・創設	社会福祉法人等	定 額

※1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(社会福祉施設等施設整備費の国庫負担について(平成17年10月5日付厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知))

次世代育成支援対策整備交付金

補助対象となる施設 (国補助要綱(※1)第2・4①)	整備区分 (国補助要綱第3)	補助対象となる者 (国補助要綱第2・4③)	補助率
■障害児入所施設	・創設 ・大規模修繕等 ・増築 ・増改築 ・改築 ・拡張 ・ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ設備 ・老朽民間児童福祉施設整備 ・児童相談所一時保護における受入れ体制強化 ・防犯対策強化 ・応急仮設施設整備 ・避難スペース整備	社会福祉法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人	3 / 4 (補助対象経費と国の定める補助基準額を比較して, 低い金額を補助基本額とし, その3 / 4を補助する。)
■児童発達支援センター ■児童発達支援事業所 ■放課後等デイサービス事業所 ■居宅訪問型児童発達支援事業所 ■保育所等訪問支援事業所 ■障害児相談支援事業所		社会福祉法人, 医療法人, 日本赤十字社, 公益社団法人, 公益財団法人, 一般社団法人, 公益財団法人, 一般財団法人, NPO法人, 営利法人等	

(別添3)

【協議時提出資料一覧表】 ※抵当権設定時等は、財産処分の申請が別途必要です。

整備区分	指定様式	共通別紙※	任意添付資料
創設 増築 改築 の場合	創設・増 築 の 場 合	・社会福祉法人等調書【共通別紙6】 ・社会福祉施設整備事業計画書【共通別紙7】 ・法人審査結果報告書【共通別紙8】	・法人の概要がわかるもの（パンフレット等） ・法人定款・登記事項証明書の写し ・当該障害福祉サービスに係る具体的な需要の把握に関する調査の状況や結果等に係る資料（※施設の創設・移転改築の場合は施設整備予定地の市町村長の意見書を添付）
	改 築 の 場 合	・老朽度調査票【共通別紙4-1又は4-2】 ・社会福祉法人等調書【共通別紙6】 ・社会福祉施設整備事業計画書【共通別紙7】 ・法人審査結果報告書【共通別紙8】	
老 朽 民 間 社 会 福 祉 施 設 整 備 の 場 合	老朽民間社会福祉施設整備計画協議書 【様式第6号】 【様式第6号の2】 【様式第6号別紙】	・社会福祉法人等調書【共通別紙6】 ・社会福祉施設整備事業計画書【共通別紙7】 ・法人審査結果報告書【共通別紙8】	・施設の位置図 ・施設整備後の図面（施設平面図等） ・予定地及び周辺の現況が分かるもの（現場写真等） ・事業費内訳書（見積書等）
大 規 模 修 繕 等 の 場 合	大規模修繕及びスプリンクラー設備等整備計画協議書 【様式第7号】 【様式第7号別紙】	・現在と整備後の障害者施設の配置図及び施設の経歴【共通別紙1～3】 ・社会福祉法人等調書【共通別紙6】 ・社会福祉施設整備事業計画書【共通別紙7】 ・法人審査結果報告書【共通別紙8】	・施設整備地の不動産登記事項証明書の写し、賃貸借契約書等がある場合は契約書等の写し ・前年度決算書・本年度予算書 ・工事費の自己資金の調達及び施設整備後の運営に関する資金計画書 ・就労・訓練事業等整備加算がある場合は、上記見積書のほかに対象整備品のカタログ等（コピー可）
避 難 ス ペ ー ス 整 備 の 場 合	避難スペース整備計画協議書 【様式第8号】 【様式第8号②】 【様式第8号別紙】	・社会福祉法人等調書【共通別紙6】 ・社会福祉施設整備事業計画書【共通別紙7】 ・法人審査結果報告書【共通別紙8】	

※共通別紙5、別表は福祉医療機構より借入をする場合提出が必要です。

【東大阪市障害者施設整備補助金交付要綱 様式一覧表】

- ・様式第1号 障害者施設整備補助金協議書
- ・様式第2号 障害者施設整備補助金交付申請書
- ・様式第3号 障害者施設整備補助金交付決定通知書
- ・様式第4号 障害者施設整備補助金変更交付決定通知書
- ・様式第5号 入札参加報告書 ・様式第6号 入札結果報告書
- ・様式第7号 工事着工報告書 ・様式第8号 工事完了報告書 ・様式第9号 工事進捗状況報告書
- ・様式第10号 障害者施設整備補助金事業実績報告書
- ・様式第11号 障害者施設整備補助金年度終了実績報告書
- ・様式第12号 障害者施設整備補助金確定通知書
- ・様式第13号 障害者施設整備補助金交付請求書
- ・様式第14号 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書